

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

アンカン（安全運転管理者）あかんよ～

産業廃棄物処理業者さんも運送業のように点呼やアルコールチェックの実施が義務化されます。選任届や変更届も忘れずに

社用車（白ナンバーの自家用車）5台以上使用する事業所（企業単位ではなく営業所単位）は、安全運転管理者を選任し、選任した日から15日以内に管轄の警察署へ届け出て安全運転管理者に法定講習を受講させる義務があります。

（専任すると講習の案内もありますね）

安全運転管理者の業務には「運転者に対する安全運転指導」や「安全運転確保のための運行計画作成」「異常気象時等の安全確保の措置」などがありますが、令和4年4月から「目視による酒気帯びの確認と記録の保存」が義務化、10月からは「アルコール検知器によるチェック」義務が始まります。

これは令和3年6月千葉県八街市で小学生5名が飲酒運転のトラックにはねられて死傷した交通事故の影響によるもので、運送業に限らず、業務で自動車を運転させる際には会社がしっかり管理を行わなければなりません。

ということで、ポイントは3つ。

① アルコール検知器を用いて酒気帯び確認

運転の前後に、運転者に対して目視及びアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認。「点呼」と「アルコールチェック」義務化！この「点呼」アルコール検知の結果のみを確認するのではなく、体調や寝不足ではないかなども併せて確認しましょう。

② アルコールチェック実施記録を1年間保存

目視及びアルコール検知器による確認の記録をデジタルデータや日誌等で1年間保存。

③ アルコール検知器の設備管理

正常に機能するアルコール検知器を常備すること。（検知器の性能チェック）

1週間に1回程度は、検知器の性能チェックをしましょう。

【直行・直帰の場合】

直行直帰の場合は、対面ができません。だからって「アルコールチェックできないのはしょうがないよね。」というわけにはいきません。簡易的なアルコール検知器を車に積んで、運転の前後に結果をスマホのビデオ通話などで安全運転管理者が目視で検査結果の確認と点呼を行う必要があります。

アルコール検知器もいろいろですが記録を1年間保存する必要があることを考えると、検査した結果をそのまま記録するような検知器を検討されてはいかがでしょう。

直行直帰が多い場合には、スマホ連動型が便利ですね。

そもそも、うちの会社（営業所）ってアンカン届出していたか心配な方は、愛知県警のHP「安全運転管理者選任事業所」を検索してみてください。届出されている事業所が掲載されています。逆に言えば「あの会社5台以上ありそうだけど、事業所様の名前がないなあ。」コンプライアンス違反公表！ですね。

まずは、アンカンの届出確認を！またアルコール検知器の選定、点呼の記録方法の検討はお早目をお願いします。